

米子市の補助金の課題認識と補助金交付基準等の基本的な考え方について

米子市補助金等の在り方に関する検討委員会

第1 はじめに

米子市補助金等の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）は、米子市が交付する補助金及び負担金等の在り方について検討するため、平成18年12月に設置された。

以来、5回の委員会を開催し、米子市の補助金の現状と課題を認識し、米子市の補助金額の水準の検証及び補助金の評価並びに補助金交付基準の検討等を行ってきたところである。

この度、当委員会は、今までの審議の中間総括として、「米子市の補助金の課題認識と補助金交付基準等の基本的な考え方」を報告として取りまとめることとした。

今後、市におかれては、この報告書に基づき、市の補助金交付基準を策定するとともに、平成20年度の予算編成に向けた諸準備を進められることを期待するものである。

なお、今後、当委員会は、更に米子市の補助金の在り方に係る残された課題等について議論を進めることとするが、最終的には本年10月を目途に検討に係る報告書を作成する予定である。

第2 米子市の補助金の課題認識

当委員会は、米子市の補助金交付にどのような課題があるのかを認識するために、市の補助金の現状を把握するとともに、市が単独で交付する補助金から31本の補助金を抽出し、評価を行った。

この評価結果に基づき、米子市の補助金交付の課題について、次のとおり取りまとめを行った。

1 米子市の補助金の課題認識について

(1) 公益性の判断について

補助金は、「公益上必要がある場合」に交付することができる、と地方自治法第232条の2に規定されているが、「公益上必要であるか否か」については、客観的なものでなければならないとされている。（行政実例 昭28.6.29）

公益性の判断について、米子市の補助金は、最終的に議会における補助金を含む予算案の承認により一定の客観性が保たれているとはいえ、実質的には、事務事業評価及び予算査定等の市の内部的な行為により決定されているのが実態である。

一方で補助金は、様々な性質をもつものであり、仮に当委員会において、客観的な判断基準を示したとしても、それをもって、一律の適用による判定をすることは困難である。

このことから、当委員会においては、公益性の判断基準を当委員会で明示するのではなく、交付決定された補助金について、それをホームページ等で市民に公開し、「当該補助金が公益上必要である」という判断について、市民が容易に検証することがで

きる仕組みを作ることが、結果的に客観的な公益性の判断基準の策定に代わり得るものになると考える。

(2) 補助金の目的の明確化と効果の検証

この度の補助金の評価において、当委員会として各委員から厳しい意見が出たのは、現行の補助金の目的とその補助金の効果についてであった。

補助金の目的については、当該補助金をもって何をしたいのかという市の意図が必ずしも明らかでない補助金が散見され、特に補助開始後長年を経過しているものにその傾向が大であった。

また、補助金の効果の検証については、その効果の検証方法がきちんと確立されていないにもかかわらず、「当該補助金の効果はある」としているような事例も見受けられた。

補助金を支出する所管課においては、補助金の交付先と十分に協議した上で、補助事業の目的及びその効果の検証方法を明確化し、すべての補助金について、効果の検証結果を市民に対して明らかにすべきである。

(3) 補助対象経費等について

補助金の財源が公金である以上、その用途については、当然、市民の理解が得られるものでなければならない。

補助の対象とすべき経費についても、そのことを十分に認識し、市が直接支出する経費と同様な考え方をもって精査をすべきである。

この度の評価においては、特に運営費補助金の中に慶弔費、飲食費等、本来、その団体の会費等で賄われるべき経費が補助対象となっている事例が見受けられたので、これらの点については早急に改善をすべきである。

また、旅費等が補助対象経費となる場合においては、米子市の旅費条例等の基準に準じた部分を補助対象経費とすべきであるとともに、工事費、委託料等が補助対象経費となる場合は、当該補助事業者が入札等の実施を行い、適正な金額で契約を実施するべく、適切な指導を行うべきである。

また、一団体当たり一定金額を一律に交付する定額補助方式については、その補助金の用途が不明確なものが多く、「ばらまき」補助金であるという批判に耐えることができないものも見受けられるため、更なる経費内訳の明確化等の見直しが必要である。

(4) 補助金の既得権化

本市の補助金の開始年度別内訳を見るに、補助金件数のおよそ半数の補助金が補助開始後10年以上を経過しており、このような状況にある米子市の補助金は、客観的に見て既得権化していると言わざるを得ない。

同一の補助金が長期にわたり交付され続けることによって生じる弊害は、補助金の財源が固定化することにより、新たな行政需要に対応できないといった状態が生じることと、長期化した補助金の受け手側は、その財源を当てにして事業運営を行うこと

が慢性化し、受け手側の団体等の自立を妨げる結果となることである。

これらの弊害を見直すためにも、補助金の交付に当たっては、終期の設定（補助金のサンセット化）を導入することが不可欠であるとともに、既存の補助金については、一定年度の年数を経過した補助金は、廃止・休止を前提に、ゼロベースからの検討を行い、仮に継続せざるを得ない場合は、その補助金の継続が特に必要であることの説明責任を果たすべきである。

(5) 米子市の補助金の水準

補助金の交付は、基本的には公益性の客観的な判断を行いつつも、市の一定の自由裁量で行うべきものであるが、この裁量の発揮は、米子市における財政能力を念頭に置く必要がある。

米子市は、現在、危機的な財政状況の中で財政健全化の取組を進めているが、補助金の交付が市の裁量的なものである以上、その削減等の整理合理化については、他の歳出に優先してなされなければならない。

当委員会においては、米子市の補助金の水準について、他の類似団体都市との比較をしたところであるが、どの程度の水準が妥当であるかということについては、現在の市の財政状況を勘案する必要もあり、今後更なる検討を進める必要がある。

2 類別された補助金の課題認識等

平成19年度における米子市の補助金件数は180件であり、その形態、性質等は様々である。米子市の補助金の課題認識等についての総論は、前項に述べたところであるが、当委員会においては、これらの様々な補助金を財源及び性質別に分類することにより、分類された補助金ごとにより具体的な課題認識を取りまとめることとした。

(1) 財源による分類

財源による分類としては、米子市の補助金を国、県等の財源を活用して交付する補助金（以下「協調補助金」という。）と米子市の一般財源のみを活用して交付する補助金（以下「単独補助金」という。）に区分した。

ア 単独補助金

市の単独補助金については、その財源をすべて市の一般財源により賄うものであり、その支出については、特に財源の制約があることに留意をする必要がある。

しかし、一方で単独補助金は、市の独自施策の象徴であり、安易に単独補助金であることをもって、これを一律に削減するという考え方はすべきではなく、単独補助金こそが、米子市にとって最も政策的な要素が強い補助金であるという認識も必要である。

また、同じ単独補助金であっても、当該単独補助金が国の普通交付税における基準財政需要額若しくは特別交付税に算定されている場合は、協調補助金に準じた取扱いをしても差し支えない。

イ 協調補助金

協調補助金については、国、県の補助金交付要綱等があり、義務的な補助金であるとの考え方もあるが、協調補助金についても、その交付決定については、あくまでも市が責任を負うべきものであり、国、県等との協調であることのみをもって安易に交付決定を行う姿勢は改めるべきである。

協調補助金については、あくまでも単独補助金と比較して、国、県から財政的な支援があるという認識に留めるべきである。

特に、本市においては、協調補助金であったものが当該事業終了後も、単独補助金として続けられているものがみられるところであるが、当該補助金の事業終了時には、一旦は市においても同時に事業を終了すべきである。

(2) 性質による分類

性質による分類としては、米子市の補助金を運営費補助と事業費補助に分類した。運営費補助か事業費補助かの判断基準については、当該補助金がなければその団体の運営そのものが不可能な場合は運営費補助とし、それ以外は事業費補助としている。

ア 運営費補助金

運営費補助金は、公益的な活動を開始する団体に対して、団体設立時はその団体の財政基盤が脆弱なため、一定期間の補助が必要であると認められる場合において支出されるものである。

本来、当該団体の運営費は、基本的には当該団体の会費等により賄われるべきものであり、長年にわたる運営費補助については、当該団体の自立意識の希薄化に繋がることに留意しなければならない。

長年にわたって団体の運営費の補助を継続している場合は、当該団体の自立の検証を早急に行うとともに、今後は、「当該団体が公益上必要な団体であるから、その団体の運営費に対して補助を行う」という考え方ではなく、「当該団体の事業が公益上必要であるから、その事業の実施に対して補助を行う」という考え方に補助の在り方を見直す必要がある。

特に、米子市の外郭団体に対する補助については、当該団体の運営費が公金で賄われていることに鑑み、所管課においては、その外郭団体の事業内容を毎年精査することは勿論のこと、外部監査の導入等、その団体の活動及びその存在意義について、市民に対して、積極的に説明責任を果たすべきである。

また、市が事務局をもつ任意団体の運営費補助金についても、当該団体の自立を図る観点から、いつまで市が事務局を持つのかということについて、今後の当該組織の在り方について検討すべきである。

イ 事業費補助金

事業費補助金は、市が事業を奨励・保護するために個人・団体等へ補助を行っているものから、各種イベントに対して行う補助、利子補給等まで様々な性質をもっている。

補助金の交付は、本来、事業費を対象になされるべきであり、当該事業の計画が立案され、その目的の達成が公益上必要であると判断される場合に補助金が交付されるべきである。

補助の対象を事業費に限定することで、補助金交付の計画段階で補助を行う期間が予め設定され、当該事業の目的及び効果について、検証が容易となり、目的を達成した補助金及び効果が薄い補助金については、積極的に見直しを行うことが可能となる。

これらのことから、今後の米子市の補助金の交付に当たっては、事業費補助を原則とすべきである。

なお、事業費補助において、扶助的な性質をもつ補助については、所得の再配分機能があるため、他の事業費補助と同様な取扱いをすべきではないと考えるが、その場合においても、当該補助金が公金の給付である以上、市民の理解を得ることができる範囲の補助にすべきである。

第3 補助金の交付基準等の基本的な考え方について

「第2 米子市の補助金の課題認識」に基づき、当委員会においては、米子市の補助金の交付基準及び見直しに関する基準の基本的な考え方を次のとおり取りまとめた。

市におかれては、これを踏まえ、今後、補助金の交付基準等を策定されるとともに、それら基準の遵守を担保するために、補助金交付規則の改正等、所要の措置を取られることを期待するものである。

1 補助金の交付基準の基本的な考え方について

(1) 補助金の交付目的及び事業内容の明確化

補助金交付の背景にどのようなニーズ又は課題があるのかを的確に把握し、そのニーズ又は課題に対する市の考え方を明らかにし、当該補助金の交付により、どのような事業を実施するのかを明らかにすること。

(2) 補助事業の有効性の検証

補助事業の実施が社会経済情勢に合致していることを確認するとともに、当該補助事業の効果及びその検証方法を事前に明らかにすること。

(3) 補助団体等の適格性の確認

- ア 補助団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- イ 補助団体等の補助金等の会計処理及びその使途が適切であるとともに、そのことを担保する監査機能を有していること。
- ウ 補助団体等の繰越金、剰余金が補助金額の2分の1を超えていないこと。

(4) 補助対象経費の適正化

- ア 事業費補助の原則

補助対象経費については、事業費補助を原則とすること。(ただし、新規団体に対する運営費補助を除く。)

※参考：新規の運営費補助の取扱い

設立後間もない団体については、その運営基盤が脆弱であることから、自立できるまでの一定期間については、運営費に対する補助が必要な場合がある。この場合においては、補助の終期を設定した上で、段階的に補助金を減額するものとする。

イ 補助対象経費の明確化

補助対象に係る経費については、できる限り明確化し、次に掲げるものについては、原則、補助対象経費としないこと。

- ① 補助対象経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、社会通念上適切でない経費
- ② 団体等の総会に係る経費等、通常、当該団体の会費等で賄われるべき経費
- ③ 旅費、日当等において、市の基準を超えて支出される経費

(5) 終期の設定

ア 市の単独補助金については、予め終期を設定することとし、その終期は補助開始後3年間程度を標準とする。

イ 国や県の制度による補助は、その制度終了時を終期とする。

ウ 終期設定の原則により、補助金は予め定められた終期でその交付を終了することとなるが、次の補助金については例外とする。

- ① 協議、協定等により市の負担が決められている補助金
- ② その他、特に公益上の理由から継続が必要であると認められる補助金
ただし、②の場合においては、特に継続する必要がある理由等を明確することが必要である。

(6) その他補助金の適正化について

ア 協調補助金に係る上乗せ補助について

国、県との協調補助金については、特別な理由がない場合、補助対象経費の範囲の拡大、補助率の変更等の上乗せ的な補助は行わない。

イ 補助率の考え方について

補助対象経費に占める補助金額の割合（補助率）については、原則補助対象経費の2分の1以下とすること。また、定額補助の場合においても、その経費が全体の経費の2分の1以下とすること。

ウ 補助金執行の適正化

補助金の執行において工事又は委託等の契約を行う際には、契約単価の精査を行い、必要に応じて入札等の実施を行うこと。

2 現行補助金の見直しについて

補助金の交付基準等の基本的な考え方については、前項において述べたところであるが、現行の補助金の見直しについては、まず、市において報告の趣旨を踏まえた交付基準等を作成し、これに基づき早急に見直し作業を進められることを要望する。

その際、この度の当委員会の審議の中で、特に留意すべき事項を次に取りまとめることとしたので、参考とされたい。

(1) 補助開始後長期間を経過した補助金の抜本の見直し

本市の補助金においては、補助開始後、かなりの長期にわたって継続している補助金が多数存在しており、当委員会としても、この度の報告において、補助金の既得権化の弊害を報告したところである。これらの補助金については、廃止、休止、終期の設定等、当該補助金の抜本の見直しを図るべきである。

特に、社会経済情勢の変化に伴い、全国的に廃止傾向がある補助金及び補助開始後10年を経過した補助金については、本市の厳しい財政状況に鑑み、一旦は、廃止又は休止をし、更に継続の必要がある補助金については、その必要性等を十分に精査した上で、新たな補助金として交付決定を行う等、抜本の見直しを図るべきである。

(2) 運営費補助から事業費補助への見直し

交付基準の基本的な考え方において示したところであるが、現在、運営費補助金として交付されている補助金については、その事業費化を推進すべきである。

特に、いわゆる外郭団体の運営費補助金及び市が事務局をもつ任意団体の運営費補助金については、運営費補助方式から事業費補助方式への見直しを検討し、当該外郭団体のどのような事業に対して、補助金を支出しているのかを明確にすべきである。

(3) 公募型補助金の拡大

現在、米子市においては、公募型補助金として「米子市まちづくり活動支援交付金」を創設し、市民の自主的な活動に対して補助金を交付するという取組を始めたところである。

当委員会としても、自主的、主体的な活動に対して、公募を前提に補助金を支出するというこの取組については、今後、市全体で推進すべきであるという考え方であり、例えば、農林水産業の振興、商工業の振興のための公募型補助金の創設及び現行の「米子市まちづくり活動支援交付金」への小額補助金の統合等について、検討されたい。

(4) 補助金の公表及びパブリックコメント等の実施

補助金の公益性を客観的に担保することためには、補助金に対する市民の関心を喚起する仕組みづくりが必要である。

米子市の補助金については、内容及び効果等を市報及びホームページ等へ公表するとともに、当該補助金に対するパブリックコメント等を実施することにより、市

民の意見を市の補助金交付決定の判断に反映させる仕組みを確立すべきである。

第4 おわりに

以上、米子市の補助金の課題認識等について、当委員会としての中間報告を取りまとめたところであるが、市におかれては、この報告を踏まえて、今後の諸準備を進められることはもちろんのこと、補助金の交付決定を予算として審議される米子市議会に対しても、市よりこの度の報告について、十分な説明をされたい。

また、米子市議会におかれては、今後の予算審議において、本報告の趣旨を理解していただき、議会としての監視機能を更に発揮していただくことを期待するものである。